

2026年7月1日

No.VNM\_049

## ベトナムにおける AI システム導入時の法的留意点

### ～AI 法及び関連政令の施行を踏まえて～

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔

ベトナム社会主義共和国弁護士\* グエン・ティ・フォン・ラン

\*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

#### 1. はじめに

近年、AI（人工知能）は世界規模で急速に普及しており、企業活動の様々な場面で導入が進んでいます。例えば、カスタマーサポート、社内ナレッジの管理・検索、契約書や社内文書等の文章生成、画像・音声・動画生成、データ分析や予測、マーケティング支援、さらにはソフトウェア開発に至るまで、幅広い用途でAIが活用されています。

そのような中、ベトナムでは、2026年3月1日にAI法（No.134/2025/QH15、以下「AI法」といいます。）が施行され、さらに2026年5月1日には同法の詳細を定める政令（No.142/2026/ND-CP、以下「政令」といいます。）が施行されました。

これに伴い、ベトナムにおける日系企業が業務にAIシステムを導入するにあたっては、企業としてAI利用に伴うリスクをどのように管理すべきか、また、従業員に対していかなるルールを課すべきかといった観点から、社内体制を整備する必要が生じています。

そこで、本稿では、ベトナムにおいて業務にAIシステムを導入する際に、法的観点から留意すべきポイントについて概説します。

## 2. AI法の適用範囲

AI法は、AIに関する複数の主体を規制対象としており、開発者（Developer）、提供者（Provider）、導入者（Deployer）、利用者（User）ごとに、それぞれ異なる責任・義務が定められています。

もともと、AIシステムを導入する日系企業との関係で特に重要となるのは、AIシステムを業務に導入する企業（導入者）と、導入された社内AIを業務に利用する従業員（利用者）としての責任・義務であるため、以下では、主にこの2主体に焦点を当てて検討します。

## 3. リスクベースアプローチ

AI法は、欧州連合（EU）において2024年8月より発効したEU AI Actと同様、AIシステムをリスクの程度に応じて分類し、それぞれに異なる管理体制の構築を求めているという特徴があります（リスクベースアプローチ）。各リスクの規制概要は、以下の表のとおり整理することができます（AI法第9条、第10条）。

リスク分類	定義	要求される管理体制
高リスクAIシステム	組織及び個人の生命、健康、権利及び正当な利益、国益、公益又は国家安全保障に重大な損害を与える可能性のあるシステム	分類結果の通知義務、適合性評価の実施、定期的又は違反の兆候が見られた場合の検査
中リスクAIシステム	対話対象がAIシステムであること又はコンテンツがシステムによって生成されたものであることを認識できないため、ユーザーに混乱を与え、影響を及ぼし又は操作するおそれのあるシステム	分類結果の通知義務、報告書、サンプルテスト又は独立機関による評価を通じた監督
低リスクAIシステム	高リスク及び中リスクAIシステムに該当しないシステム	インシデント等が発生した場合又は安全性の確保が必要な場合の監視及び検査

（出典：筆者作成）

例えば、医療用や教育現場向けの AI は、高リスク AI システムの代表例として挙げられます（AI 法第 6 条第 2 項参照）。これは、これらの分野が、個人の生命、健康、権利及び正当な利益、国益、公益又は国家安全保障に直接的な影響を及ぼし得る重要な領域であるためです。一方で、社内業務支援やデータ分析に利用される AI については、利用者による事務的機能の遂行を補助するにとどまることから、低リスク AI システムに分類される可能性が高いと考えられます（政令第 9 条第 3 項参照）。

## 4. 導入者・利用者の義務

### (1) 各主体共通の禁止行為

AI 法は、開発者、提供者、導入者、利用者に対して、以下の行為を禁止しています（AI 法第 7 条）。

- AI システムを悪用し又は流用して、法令に違反し、組織及び個人の権利及び正当な利益を侵害すること
- 以下の目的のために AI システムを開発、提供、導入又は使用すること
  - ① 法令で禁止された行為
  - ② 実在の人物又は事象の偽造若しくは模倣の要素を用いて、意図的かつ組織的に人間の知覚や行動を欺いたり操作したりすることによって、人間の権利及び正当な利益に重大な損害を与えること
  - ③ 児童、高齢者、障害者、少数民族、民事行為能力の喪失若しくは制限がある者又は認知や行動の制御に困難を抱える者を含む脆弱な集団の弱点を悪用し、本人又は他者に危害を加えること
  - ④ 国家安全保障、社会秩序及び安全に重大な危険をもたらし得る虚偽のコンテンツを作成又は流布すること
- データ、個人データ保護、知的財産及びサイバーセキュリティに関する法令に違反して、AI システムの開発、訓練、試験又は運用を行うためにデータ招集、処理又は使用すること
- 本法に規定される AI システムに対する人間の監督、介入及び制御の仕組みを妨害、無効化又は改ざんすること
- 公開、透明性又は説明責任が求められる情報を隠蔽すること。また、AI 関連活動において、義務付けられた情報、ラベル又は警告を削除又は改ざんすること
- AI システムの研究、試験、評価又は検証活動を悪用して、法令に違反した行為をすること

## (2) 導入者の主たる義務

### ア 透明性確保義務

AI システムを業務に導入する企業（導入者）は、実在する人物の外見や声を模す目的又は実際の出来事を再現する目的で、AI システムによって生成又は編集された音声、画像又は動画について、実在するコンテンツと区別できるよう、識別可能な表示（ラベリング）を行う責任を負います（AI 法第 11 条第 4 項）。

もともと、導入者は、以下の場合には表示を行う必要がないものと規定されています（政令第 18 条第 4 項）。

- コンテンツの本質又は主要な文脈を変更することなく、音声、画像又は動画の品質を向上させるために技術的に編集されたコンテンツ
- 原文の基本的な内容を歪めることなく、スペルチェック、文法チェック、要約、解釈又は翻訳を支援するツールによって処理されたテキスト
- 機関、組織、企業の内部でのみ使用され、公衆に提供されないコンテンツ
- 管理された環境下での研究、開発又は試験の過程で作成され、公衆に提供されないコンテンツ

また、導入者は、コンテンツの種類及び提供方法に応じて、以下の方法を含む通知又は表示ラベルの形式を選択する権利を有します（政令第 18 条第 5 項）。

- コンテンツ上に直接表示すること
- コンテンツのタイトル、説明文又は付随する注釈への表示
- コンテンツ提供プラットフォームのインターフェース上での表示
- 音声又はその他の適切な形式による通知の配信

### イ 管轄当局への説明義務

導入者は、所管官庁からの書面による要求があった場合の説明責任を負います。この説明責任の範囲、内容及び期限は、各主体の法的地位や AI システムのリスクの程度に適合したものである必要があります（AI 法第 14 条、第 15 条、政令第 16 条第 3 項）。

### ウ 重大インシデントの報告義務

AI システムによって人、財産、データ又は社会秩序に危害を及ぼすおそれのある重大インシデントが発生した場合には、導入者は、当該インシデントを記録し、影響を最小限に抑えるために必要な措置を講じ、復旧に向けた連携を図るため、提供者に通知するとともに、法律の規定に従い、情報

の提供及び事案の処理に必要な措置を講じるために協力する責任を負います（AI 法第 12 条、政令第 19 条）。

また、提供者と連絡が取れない場合、導入者は、所定のフォーマットに基づき、AI ワンストップポータルを通じて、以下の期限内に重大インシデントについて管轄官庁に報告を行う必要があります（政令第 19 条第 3 項）。

- 緊急性を伴う重大インシデント又は制御不能なインシデント：インシデント確認時から 72 時間以内
- その他の重大インシデント：インシデント確認時から 5 営業日

### **(3) 利用者の主たる義務**

社内 AI を利用する従業員（利用者）に対しても、AI システムのリスクの程度に応じた一定の義務が課されます。

例えば、低リスク AI システムを利用する場合であっても、利用者が不適切な目的で AI を使用し、第三者に損害を与えた場合には、法的責任を負う可能性があります（AI 法第 15 条第 2 項 c）。具体的には、違法な目的による情報生成、著作権侵害、個人情報流出等が考えられます。

また、利用者が、AI システムの重大インシデントを認識した場合には、提供者へ報告する必要があります（AI 法第 12 条第 2 項 b、政令第 19 条第 2 項 a）。

そのため、企業としては、従業員向け社内 AI ガイドラインを整備し、利用禁止事項、報告手順、個人データ・機密情報の入力制限等を明確化しておくことが重要となります。

## **5. 経過措置**

AI 法では、同法の施行日前に運用が開始された AI システムの提供者及び導入者については、一定の経過措置が設けられています（AI 法第 35 条）。具体的には、医療、教育、金融分野の AI システムについては、AI 法の施行日から 18 か月後、それ以外の AI システムについては AI 法の施行日から 12 か月後の猶予期間が認められています。

## 6. おわりに

以上のとおり、AI 法及び政令は、AI システムを業務に導入する企業や社内 AI を利用する従業員に対して、一定の義務を課しています。

もともと、AI 法では前述のとおり一定の経過措置が設けられていることから、AI システムを業務に導入する日系企業は、法定の猶予期間中に、AI 利用に伴うリスク評価、社内 AI ガイドラインの整備、重大インシデント発生時の報告体制の構築、従業員向け教育・研修等の対応を進めることが重要となります。

また、今後は AI の活用場面がさらに拡大・多様化していくことが予想され、それに伴いベトナム国内の法規制や実務運用についてもさらなる整備・変化が生じる可能性があります。そのため、日系企業は、今後の法改正や当局運用の動向を注視しつつ、利便性の追求にとどまらず、コンプライアンスの観点からも AI 導入体制を継続的に見直していくことが求められます。

## アジアプラクティスチームの最新情報 \*2026/7/1時点

### ホーチミンオフィスにて掲載中

[Vietnam Legal Update] 「法人向けVNeIDアカウント登録：DXに伴う企業活動上の留意点」（2026年6月）

### ニュースレター

ベトナム：「要点解説 新ベトナム個人情報保護制度」（2026年4月1日）

台湾：「2025年台湾個人情報保護法改正要点」（2026年3月13日）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムプラクティスメンバー

### ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典（パートナー、東京弁護士会）

Email: katsunori.irie@apl原因.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士\* グエン・ティ・フォン・ラン（オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association）

Email: lan.nguyen@apl原因.jp

\*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔（アソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: taisuke.oikawa@apl原因.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士\* グエン・ヴォ・ホン・ファット（アソシエイト、Ho Chi Minh City Bar Association）

Email: phat.nguyen@apl原因.jp

### 日本

弁護士 鈴木 由里（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: yuri.suzuki@apl原因.jp

弁護士 岸田 梨江（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: rie.kishida@apl原因.jp

弁護士 上東 亘（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: wataru.kamihigashi@apl原因.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: [jpg\\_vietnam@aplav.jp](mailto:jpg_vietnam@aplav.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。

### 東京オフィス

Tokyo Head Office  
〒100-0011 東京都千代田区  
内幸町 2-2-2  
富国生命ビル（総合受付：16F）



### 大阪提携オフィス

Osaka Affiliate Office  
（A&S 大阪法律事務所）  
〒530-0005 大阪府大阪市北区  
中之島 2-3-18  
中之島フェスティバルタワー16階

### 福岡提携オフィス

Fukuoka Affiliate Office  
（A&S 福岡法律事務所）  
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神  
2丁目 12-1 天神ビル 10階



### ニューヨーク提携オフィス

New York Affiliate Office  
1120 Avenue of the Americas,  
4th Floor  
New York, New York 10036



### ロンドンオフィス

London Office  
85 Gresham Street,  
London EC2V 7NQ, United Kingdom



### フランクフルト提携オフィス

Frankfurt Affiliate Office  
Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325  
Frankfurt am Main, Germany



### ブリュッセルオフィス

Brussels Office  
CBR Building, Chaussée de la Hulpe  
185, 1170, Brussels, Belgium



### ホーチミンオフィス

Ho Chi Minh Office  
10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton  
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho  
Chi Minh City, Vietnam

